

## 監事監査報告書

平成 30年 11月 13日

学校法人 住吉清水学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 住吉清水学園

監事 澤田 達

監事 中川 真紀子

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人住吉清水学園寄附行為第 16 条の規程に基づき学校法人住吉清水学園の平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日)の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実地した。

監査の結果、学校法人住吉清水学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。